

環境センター運転管理業務委託

発注仕様書

令和 7 年 5 月

北薩広域行政事務組合

第1章 総 則

「北薩広域行政事務組合環境センター運転管理業務委託 発注仕様書」（以下「発注仕様書」という。）は、北薩広域行政事務組合（以下「本組合」という。）が発注する環境センター運転管理業務委託（以下「委託業務」という。）を受託しようとする者（以下「応募者」という。）に対して委託業務実施に必要な事項を定め、応募者の提案に際しての指針となるものである。

発注仕様書に記載された事項は、委託業務における基本的事項を定めたものであり、これを上回って運転管理することを妨げるものではない。また、発注仕様書に記載されていない事項であっても、委託業務を受託した者（以下「受注者」という。）が必要と判断し提案した事項については、全て受注者の責任において実施するものとする。

（目 的）

第1条 北薩広域行政事務組合環境センターのごみ処理施設及び最終処分場（以下「処理施設」という。）における機器の運転及び維持管理業務を行い、処理施設に搬入される廃棄物を適正かつ円滑に処理し、運営することを目的とする。

（委託業務の履行）

第2条 本組合が発注する委託業務の受注者は、委託業務を効率的、衛生的に履行するとともに、第17条に規定する関係法令等を遵守し、運転管理マニュアル等その他関係書類に基づき确实適正かつ安全にこの業務を履行すること。

（委託業務の場所）

第3条 業務の場所は、次のとおりとする。

鹿児島県出水市野田町上名7918番地1

北薩広域行政事務組合 環境センター 別紙図面1・2のとおり

（施設の概要）

第4条 処理施設の概要は、次のとおりとする。

(1) ごみ処理施設

ア 焼却処理施設（令和3年3月竣工）

(ア)	処理能力	88 t/日
(イ)	ごみピット容量	616 t/7日 (2,800 m ³)
(ウ)	炉型式	連続燃焼式（ストーカ方式）
(エ)	炉 数	44 t/24h × 2 炉
(オ)	処理対象	可燃ごみ
(カ)	蒸気タービン	
a	種 類	復水タービン
b	出 力	990 kW

(キ) 処理フロー 別紙図面 3 のとおり

(2) 最終処分場（令和 2 年 3 月竣工）

ア 浸出水処理施設

- (ア) 処理能力 1 0 0 m³/日
- (イ) 調整池容量 6, 0 0 0 m³（第 1 調整池 3, 0 0 0 m³、第 2 調整池 3, 0 0 0 m³）
- (ウ) 処理方式 水処理：〔カルシウム除去＋接触ばっ気（硝化・脱窒）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒〕
汚泥処理：〔汚泥重力濃縮＋脱水処理〕
- (エ) 処理対象 埋立処分場浸出水
- (オ) 処理フロー 別紙図面 4 のとおり

イ 埋立処分場

- (ア) 埋立面積 8, 6 0 0 m²
- (イ) 埋立容量 4 5, 2 4 7 m³
- (ウ) 埋立対象 焼却灰、飛灰、不燃残渣
- (エ) 埋立工法 サンドイッチ・セル方式
- (オ) 構 造 準好気性埋立構造
- (カ) 遮水シート構成 遮水シート二重敷設及び保護用不織布三重敷設による 5 層構造

（委託業務の期間）

第 5 条 委託業務の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（5 か年契約）とする。

（委託業務時間及び休日等）

第 6 条 委託業務時間及び休日は、原則として、次のとおりとする。

(1) 委託業務時間

ア ごみ処理施設

- (ア) 焼却業務
通年 2 4 時間連続運転を原則とする。全炉停止時の保安業務等は、協議して定めるものとする。
- (イ) 管理業務
月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分までを原則とする。
- (ウ) ごみ受入れ業務
月曜日から金曜日まで（水曜祝日を除く。）の 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで（昼休憩等なし）とする。ただし、年末年始、大型連休等は、特別受入れを概ね年間 4 日間程度、祝日の市町収集（パッカー車）受入れは、年間 1 0 日間程度を見込んでいるので、本組合と協議のうえ行うこと。

イ 最終処分場

月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の８時３０分から１７時１５分までを原則とする。ただし、夜間及び休日において、異常が発生した場合は対応すること。

(2) 休日

休日は、土曜日、日曜日、祝日及び１２月３１日から１月３日までを原則とする。ただし、ごみ処理施設焼却業務は除く。

第2章 運転管理の方針

(業務方針)

第7条 受注者は、委託業務に当たっては、関係法令等を遵守し、地域環境に対する環境負荷の低減や省エネルギーに十分配慮しながら基本性能を発揮させ、安定性、安全性を確保するとともに、経済性、効率的な運転管理を実施し、一般廃棄物の適正処理を行うこと。

(組合への報告)

第8条 受注者は、施設の運転管理に関して、本組合が報告、記録、資料等を要求する場合には速やかに対応すること。

(提出書類)

第9条 受注者は、次に掲げるものについては、それぞれ遅滞なく提出し、本組合の承諾を得ること。

(1) 第21条に定める業務引継期間に関する提出書類

ア 運転管理業務引継に関する計画書（引継開始までに提出すること。）

イ 運転管理業務引継に関する報告書

(2) 年次提出書類（年次業務開始までに提出すること。）

ア 年間委託業務計画書

イ 年間委託業務実績報告書

年間委託業務実績報告書は半期ごとに提出すること。

(3) 月次提出書類

ア 月次運転計画書

(ア) 勤務体制

(イ) 委託業務計画書

イ 月次委託業務報告書

(ア) 勤務報告書

(イ) 委託業務実績報告書

2 前項に掲げる、提出書類の記載事項を変更しようとするときは、変更届出書等を提出すること。

第3章 運転管理体制

(業務実施体制)

第10条 業務実施体制は、次のとおりとする。

(1) 人員配置計画

受注者は、委託業務を適正に履行するために必要な従事者数を確保し、配置すること。また、人員の配置に当たっては、次のアからウに示す下記の配置人員を参照し、サービスレベルを低下させないように留意すること。

なお、第11条に定める資格を有する従事者を必ず確保すること。

ア 総括責任者 1名

イ ごみ処理施設

(ア) 技術責任者 1名

(イ) 運転班班長 4名

(ウ) 保全班班長 1名

(エ) 運転班従事者 12名

(オ) 保全班従事者 3名

(カ) プラットホーム係 3名

ウ 最終処分場

技術責任者 1名

(2) 総括責任者、技術責任者、運転班班長及び保全班班長の選任

ア 受注者は、総括責任者、ごみ処理施設技術責任者、最終処分場技術責任者、運転班班長及び保全班班長を定めること。ただし、総括責任者、ごみ処理施設技術責任者、最終処分場技術責任者は兼ねることができない。

イ 総括責任者は、ボイラー・タービン付ごみ処理施設における2年以上の総括責任者又は技術責任者と同等以上の経験を有する者。

ウ ごみ処理施設技術責任者は、ボイラー・タービン付ごみ処理施設における2年以上の運転班班長又は保全班班長と同等以上の経験を有する者。

エ 最終処分場技術責任者は、最終処分場における1年以上の運転又は保全業務実務経験を有する者。

オ 運転班班長は、ボイラー・タービン付ごみ処理施設における1年以上の運転実務経験を有する者。

カ 保全班班長は、ボイラー・タービン付ごみ処理施設における1年以上の保全担当者としての実務経験を有する者。

(3) 従事者の職務

ア 総括責任者は、従事者を総括し、業務内容を十分に把握して、施設の維持管理に努めること。また、委託業務上必要な事項に関し、本組合に報告すること。

イ 各技術責任者は、処理施設及び各機器設備全体において、専門的な知識を持ち、公害関係、各種機器設備の調整等の主体的業務に努めること。

ウ ごみ処理施設技術責任者は、総括責任者を補佐し、総括責任者が不在の時は、

その職務を代理するものとする。

エ 最終処分場技術責任者が不在の時は、その職務を代理する者を定めること。

オ 運転班及び保全班の班長は、総括責任者等の指示に基づき業務を行い、班員を指揮監督するものとする。

カ 運転班班長は、夜間等に総括責任者が不在の時は、その職務を代理するものとする。

キ 運転班従事者は、施設の維持及び各種機器の運転に必要な知識を持ち、運転管理に当たるものとする。

ク 保全班従事者は、ごみ処理施設及び最終処分場の保守点検作業を計画に基づき実施し、各種機器の維持、保全管理に注意を払い、設備機器異常の初期段階にて、不具合・故障個所を早急に処置するものとする。

ケ プラットホーム係は、ダンピングボックスやせん断機等において、ごみの受入れ及び内容物の確認を行い、分別の指導及び資源化の啓発をするものとする。また、パッカー車での搬入ごみについては、適時展開調査をするものとする。

(4) 勤務体制

受注者は、詳細な勤務体制等を定めること。また、従事者が病気、事故、その他の理由により、緊急に配置人員に不足が生じる場合の対応についても定めること。

(5) 従事者の変更

ア 参加表明書等に記載した総括責任者及び技術責任者は、原則として変更はできないものとする。ただし、病気、事故、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合には、本組合の承諾を受けたうえで、同等以上の従事者に変更することができる。

イ 運転班班長、運転班従事者、保全班班長、保全班従事者及びプラットホーム係に変更が生じた場合においては、変更の理由、変更者の住所、氏名、変更者の資格者証等の書類を提出し、本組合の承諾を得ること。

(有資格者の配置)

第11条 受注者は、委託業務を行うに当たり、次の有資格者を配置し定めること。ただし、複合有資格者は認めるものとするが、資格を必要とする作業については、当該業務に必要な資格を有する者が業務に当たること。

(1) ごみ処理施設

ア 廃棄物処理施設技術管理士（ごみ処理施設講習修了者）

イ ボイラータービン主任技術者

ウ クレーン運転士（クレーン運転特別教育（5トン未満）講習修了者）

※クレーン・デリック運転士免許、床上操作式クレーン運転技能講習含む。

エ 危険物取扱者（乙種第4類）

オ フォークリフト運転士（技能講習修了者）

カ 廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育修了者

キ 電気工事士（第二種以上）

- ク ボイラー技士（２級以上）
- ケ 玉掛け作業員（技能講習修了者）
- コ ガス溶接作業員（技能講習修了者）
- サ アーク溶接作業員（特別教育修了者）
- シ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（技能講習修了者）
- ス 特定化学物質等作業主任者（技能講習修了者）
- セ その他業務の遂行上法令で定められた資格者

(2) 最終処分場

- ア 廃棄物処理施設技術管理士（最終処分場講習修了者）
- イ 車輻系建設機械運転士（車輻系建設機械運転技能講習修了者）
 ※車輻系建設機械運転技能講習（解体）除く。
- ウ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（技能講習修了者）
- エ 特定化学物質等作業主任者（技能講習修了者）
- オ その他業務の遂行上法令で定められた資格者

(緊急連絡体制)

第 12 条 地震、台風、大雨等の災害時及び爆発、火災、人身事故、その他設備及び機器類に関する重大な故障などの緊急事態発生に備えて、緊急時の連絡体制、機器の操作手順を定めるとともに、従事者の避難等安全対策を講ずること。

(帳簿等の整理)

第 13 条 受注者は、帳簿等を常時閲覧できる状態にしておくこと。また、貸与品については台帳を作成し、その保管状況を常に把握すること。
 なお、毀損・盗難・紛失等があったときは、速やかに本組合に報告すること。

第4章 運転管理業務

(運転計画)

第14条 受注者は、人員配置及び委託業務内容等を記載した計画書を委託業務開始前に本組合に提出し、承諾を得ること。

(業務報告)

第15条 受注者は、委託業務実績を明らかにするため、本組合が要求する委託業務報告書を毎月提出すること。また、委託業務中に事故が発生した場合は、適切な応急処置を施すとともに、速やかに本組合に報告すること。

(運転管理マニュアル)

第16条 受注者は、次の運転管理マニュアルを作成すること。

- (1) 受注者は、施設の安全管理や緊急時の対処及び施設の運転操作に関して、施設の取扱説明書及び運転管理マニュアル等に基づき、独自の運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転をすること。また、作成した運転管理マニュアルを本組合に提出すること。
- (2) 受注者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善すること。

(関係法令の遵守)

第17条 受注者は、委託業務の履行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン対策特別措置法」、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「消防法」、「電気事業法」、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「職業安定法」、「労働者災害補償保険法」等業務に係る関係法令及び本組合の条例、規則を遵守し、業務を円滑に履行するとともに、法令等の適用においては、受注者の責任において行うこと。

(排出基準)

第18条 受注者は、委託業務遂行に当たり関係法令による規制値（排出及び埋立基準）を遵守し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動等の公害発生を防止すること。

(1) ごみ処理施設

項 目		排 出 基 準（法規制値）	施 設 設 計 値
排 ガ ス	ばいじん	0.15 g/m ³ N	0.01 g/m ³ N 以下
	硫黄酸化物	硫黄酸化物に係るK値 規制基準値以下	50 ppm 以下
	塩化水素	700 mg/m ³ N	50 mg/m ³ N 以下
	窒素酸化物	250 ppm	100 ppm 以下
	ダイオキシン類	5 ng-TEQ/m ³	0.1 ng-TEQ/m ³ 以下
	一酸化炭素	100 ppm	30 ppm 以下
	水銀(全水銀)	30 μg/N m ³	30 μg/N m ³ 以下

項 目		埋 立 基 準 (法規制値)	施 設 設 計 値
焼却灰	熱灼減量	10 %以下	5 %以下
	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g 以下
飛灰	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g 以下
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
	総水銀	0.005 mg/L	0.005 mg/L 以下
	カドミウム	0.3 mg/L	0.3 mg/L 以下
	鉛	0.3 mg/L	0.3 mg/L 以下
	六価クロム	1.5 mg/L	1.5 mg/L 以下
	砒素	0.3 mg/L	0.3 mg/L 以下
	セレン	0.3 mg/L	0.3 mg/L 以下
	1, 4-ジオキサ ン	0.5 mg/L	0.5 mg/L 以下

(2) 浸出水処理施設

項 目		排 出 基 準 (法規制値)	施 設 設 計 値
放流水	P H	5.8～8.6	5.8 以上～8.6 以下
	B O D	60 mg/L	20 mg/L 以下
	C O D	90 mg/L	30 mg/L 以下
	S S	60 mg/L	10 mg/L 以下
	大腸菌数	800 CFU/mL	800 CFU/mL
	全窒素	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)	10 mg/L 以下
	全リン	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)	16 mg/L 以下 (日間平均 8 mg/L 以下)
	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L 以下
	重金属類	「排水基準を定める総理府令」の排水基準値以下	「排水基準を定める総理府令」の排水基準値以下

(3) その他

項 目		規 制 基 準 (法規制値)	施 設 設 計 値
その他	騒音	昼 間 : 60 dB 朝、夕 : 50 dB 夜 間 : 45 dB	昼 間 : 60 dB以下 朝、夕 : 50 dB以下 夜 間 : 45 dB以下
	振動	昼 間 : 65 dB 夜 間 : 60 dB以下	昼 間 : 65 dB以下 夜 間 : 60 dB以下
	悪臭	「臭気指数規則」 B 地域 境界線上において基準値 15 以下	「臭気指数規則」 B 地域 境界線上において基準値 15 以下

(運転教育)

第19条 受注者は、委託業務開始前及び履行期間中において、従事者の運転教育を徹底すること。

(ヒューマンエラー防止)

第20条 受注者は、ヒューマンエラーによる事故及び故障防止の対策を行うこと。

(委託業務開始前の準備)

第21条 委託業務を令和8年4月1日から円滑に行うための準備計画を本組合と協議のうえ定めること。

- (1) 業務引継期間は、令和8年2月2日から令和8年3月31日とする。
- (2) 業務引継期間中に施設及び貸与品等の状況を十分に把握し、不備がないことの確認を行うこと。
- (3) 本組合による運転指導等は、原則行わないものとする。

(委託業務終了時の業務引継ぎ)

第22条 委託業務終了時における、本組合及び新受注者への引継計画を定め本組合の承諾を得ること。また、委託業務終了時は、新受注者への業務の引継ぎに協力すること。

(受注者の経費負担)

第23条 受注者が委託業務の履行に当たり必要な光熱水費、薬品及び燃料等の消耗品は、本組合の負担とするが、常に運転の効率化を図り、処理施設の管理運営に係る経費の節減に努めなければならない。

なお、次に掲げる経費は受注者の負担とする。

- (1) 委託業務の履行に必要な人件費（給料、賞与、諸手当、福利厚生費等）
- (2) 委託業務従事者に支給する物件費（作業服、安全靴、安全帽、各種防具、衛生用品、生活用品等）
- (3) 委託業務に要する管理費（事務用機器、事務用品、電化器具、消耗品等）
- (4) 委託業務に必要な外線電話等通信設備及び通信料
- (5) 受注者の準備期間中における業務の引継ぎ等に要する費用
- (6) 本組合と協議のうえ受注者において支払うと決定した経費

(損害賠償)

第24条 委託業務の履行に当たり、受注者に生じた損害又は受注者が第三者に及ぼした損害は、すべて受注者が負担するものとする。ただし、本組合の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。また、受注者の責めに帰すべき理由により本組合に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

第5章 維持管理業務

(委託業務の内容)

第25条 委託業務の内容は、処理施設の運転、監視、維持管理、日常的な機器の清掃、点検整備、記録及び環境整備等を行うものとし、その主なものは次のとおりとする。

(1) ごみ処理施設

ア 受入供給設備

- (ア) プラットホームに関すること。
- (イ) ごみの受入及び内容物の確認並びに調査に関すること。
- (ウ) ごみクレーンに関すること。
- (エ) 不燃物及びリユース品の搬出等に関すること。
- (オ) リサイクルセンターからの可燃ごみ及び衛生センターからの助燃剤受入れに関すること。

イ 燃焼設備

- (ア) 立ち上げ及び立ち下げに関すること。
- (イ) 焼却炉の燃焼に関すること。
- (ウ) 燃焼設備に関すること。

ウ 燃焼ガス冷却設備

- (ア) ボイラー等に関すること。
- (イ) 各水槽に関すること。
- (ウ) ポンプ等に関すること。
- (エ) ガス冷却装置に関すること。
- (オ) 機器冷却水冷却塔に関すること。

エ 排ガス処理設備

- (ア) 減温塔に関すること。
- (イ) ろ過式集じん器に関すること。
- (ウ) HCL、SO_x除去設備に関すること。
- (エ) NO_x除去設備に関すること。
- (オ) ダイオキシシン類除去設備に関すること。

オ 余熱利用設備

蒸気タービン等に関すること。

カ 灰出し設備

- (ア) 灰搬送装置に関すること。
- (イ) 飛灰搬出装置に関すること。
- (ウ) 灰クレーンに関すること。

キ 飛灰処理設備

- (ア) 飛灰貯留槽に関すること。
- (イ) 定量供給装置に関すること。

- (ウ) 混練機に関すること。
 - ク 給水設備
 - (ア) 井戸水位に関すること。
 - (イ) 各種ポンプに関すること。
 - ケ 排水処理設備
 - (ア) 攪拌ブロワに関すること。
 - (イ) PH指示調整計に関すること。
 - コ 電気設備
 - (ア) 受配電・動力設備に関すること。
 - (イ) タービン発電設備に関すること。
 - (ウ) 非常用電源設備に関すること。
 - サ 計装設備
 - (ア) 計装関係に関すること。
 - (イ) 大気測定機器に関すること。
 - (ウ) 計装用空気圧縮機に関すること。
 - シ 各種設備及び装置の運転に関すること。
 - ス 各種薬品等の受入、調合、充填、交換及び在庫管理に関すること。
 - セ 各種貯留槽の点検、清掃に関すること。
 - ソ 車輛等の点検、整備及び清掃に関すること。
- (2) 最終処分場
- ア 浸出水処理施設
 - (ア) 浸出水処理設備の運転に関すること。
 - (イ) 放流水に関すること。
 - (ウ) 汚泥処理に関すること。
 - (エ) 汚泥の搬出に関すること。
 - (オ) 地下水モニタリング設備に関すること。
 - イ 埋立処分場
 - (ア) 処分場の埋立、整地及び清掃に関すること。
 - (イ) しゃ水設備に関すること。
 - (ウ) 雨水等集水設備に関すること。
 - (エ) 地下水集水設備に関すること。
 - (オ) 周辺の整備、清掃に関すること。
 - (カ) リサイクルセンターからの不燃物の受入れに関すること。
 - ウ 災害廃棄物置場、防災調整池、ビオトープ
 - (ア) 災害廃棄物置場に関すること。
 - (イ) 防災調整池設備に関すること。
 - (ウ) ビオトープに関すること。
 - エ 管理道路
 - 美化、清掃に関すること。
 - オ 各種設備及び装置の運転に関すること。

- カ 各種薬品等の受入、調合、充填、交換及び在庫管理に関すること。
- キ 各種貯留槽の点検、清掃に関すること。
- ク 車輛等の点検、整備及び清掃に関すること。

- (3) 前各号に関する機器等の日常的な点検・調査を行い記録する業務及び報告。
- (4) 敷地内外及び搬入道路の整備並びに美観保護に関する業務。
 - ア 除草に関すること。(敷地内は適時除草し、美観を保つこと。)
 - イ 清掃に関すること。
 - ウ 植栽及び花壇に関すること。
- (5) 本組合が実施する法令点検、年次点検、委託業務及び補修業務等の立会。
- (6) その他本組合と受注者が協議し、委託業務の遂行上必要と認められる業務。

(施設・備品等の貸与)

第26条 本組合は、委託業務の履行に必要な次の施設・機器・備品について、受注者に無償で貸与するものとするが、紛失、損傷等、また受注者の不適切な使用があった場合には、受注者の責任において補填し、若しくは現状復旧しなければならない。

- (1) 運転員事務室、更衣室、浴室、脱衣室、休憩室、便所等の施設
- (2) 事務机、椅子等の備品
- (3) 工具類、測定機器類
- (4) 4トンドンプ2台、バックホー1台、タイヤショベル1台、フォークリフト1台、乗用草刈機1台、ラジコン草刈機1台
- (5) 清掃用具、除草機器及び用具
- (6) その他、委託業務の履行に必要と認めるもの。

(軽微な補修)

第27条 受注者は、点検等を定期的に行い、機器の状態を把握し、異常があった場合には、重大な故障になる前に直ちに原因を調査し、備付工具、補修材料等を用い可能な範囲で補修を行うこと。

(日常の管理及び点検)

第28条 受注者は、点検計画書及び点検リスト等を作成し定めるとともに、点検後は直ちに総括責任者及び各技術責任者への報告を行い、従事者間の情報の共有を確実に行うこと。また、機器の管理については台帳を作成し、管理・補修状況を常に把握すること。

(施設内外の清掃及び整備)

第29条 受注者は、委託業務を行う建物や処理施設内外を常に整理整頓し、清潔に保つこと。

(敷地内外の清掃及び整備)

第30条 受注者は、委託業務を行う敷地内外を常に清掃整備し、環境美化に努めること。

(防火管理)

第31条 受注者は、消防法及び関係法令に基づき、必要な組織を整備し、防火管理体制を定めること。また、火災を未然に防止するため、火気の慎重な取り扱いを徹底すること。

なお、火災が発生した場合は、初期消火に努めること。

(防犯体制)

第32条 受注者は、場内の設備、機器、備品等の盗難を防止するため、必要な組織を整備し、防犯体制を定め、盗難、侵入者の防止について、十分な監視警備に努めること。

(車両管理)

第33条 受注者は、車両運転記録簿を作成し、運転者、用途、距離数等を記録し、月毎に本組合へ報告すること。

なお、車両の点検や清掃も適時行い、異常があった場合は速やかに報告すること。

第6章 労務管理

(従事者の労務管理及び安全衛生管理)

第34条 受注者は、従事者の労務管理及び安全衛生管理を行うに当たって遵守する事項は、次のとおりとする。

- (1) 従事者の勤務については、労働基準法及び労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。
 - (2) 受注者は、安全作業要領を作成するとともに、従事者の業務訓練、安全衛生教育を徹底し、事故発生の防止に努めること。
 - (3) 受注者は、委託業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。
- 2 受注者は、従事者に対して作業場で必要な安全保護具を支給するとともに、危険防止対策等を実施し、労働災害の防止に努め、次に掲げる作業については、特にその安全確保に十分留意しなければならない。
- (1) 薬品及び燃料の取扱い作業
 - (2) 酸素欠乏及び有害ガス発生場所における作業
 - (3) 温度の高い場所における作業及び高温部に接触する恐れのある作業
 - (4) 高温・高圧蒸気等にさらされる恐れのある作業
 - (5) 高所作業
 - (6) 電気設備の取扱い作業
 - (7) ボイラー・タービン及び圧力容器の取扱い作業
 - (8) クレーンの取扱い作業及び玉掛作業
 - (9) 回転機器の取扱い作業
 - (10) 粉じん等の発生する場所における作業
 - (11) 有機溶剤の取扱い作業

(従事者の服装)

第35条 受注者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により委託業務従事者であることを明らかにすること。また、作業にあたっては、義務づけられた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、作業服及び作業靴等を使用又は着用すること。

(来訪者等の対応)

第36条 受注者は、来訪者等に対し、丁寧かつ適切な対応をとること。

(秘密の保持)

第37条 受注者は、委託業務を履行するに当たり知り得た秘密及び情報等を、組合の許可なく他に漏らしてはならない。

なお、委託業務期間終了後においても同様とする。

(禁止事項)

第38条 受注者の禁止事項は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、本組合の許可なく処理施設内の土地、建物、設備及び備品等を使用してはならない。また、本組合が管理する一切のものを施設外に持ち出してはならない。
- (2) 受注者は、本組合の許可なく処理施設内の土地、建物、施設及び備品等について、改造等を行なってはならない。
- (3) 受注者は、本組合の許可なく委託業務に必要でないものを処理施設内に持ち込んではない。
- (4) 受注者は、本組合の許可なく従事者以外の者を立ち入らせてはならない。